

○防衛省告示第百八十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和五年九月二十二日次のとおり決定された。

令和五年九月二十六日

防衛大臣 木原 稔

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄県中頭郡嘉手納町	民有	土地…約二、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和五年十月十一日から同月

六〇三七 嘉手納飛行場

沖縄市、沖縄県中頭 国有

三十一日までの間

土地…約六八〇平方メートル

郡嘉手納町、北谷町 民有

土地…約六、六〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和五年十月十一日から同月

三十一日までの間

六〇四八 ホワイト・ビーチ地

うるま市

国有

土地…約三二〇平方メートル

区

民有

土地…約一〇、〇〇〇平方メートル

国有

工作物…橋梁

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和五年十月十一日から同月

三十一日までの間

六〇五六 牧港補給地区

浦添市

国有

土地…約一、九〇〇平方メートル

民有 土地…約三一、〇〇〇平方メートル

公有 土地…約六六〇平方メートル

国有 建物…約八、七〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和五年十月十一日から同月

三十一日までの間

国有 土地…約一四、〇〇〇平方メートル

民有 土地…約六八、〇〇〇平方メートル

公有 土地…約六、三〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和五年十月十一日から同月

三十一日までの間

公有 土地…約二四五、〇〇〇平方メートル

六〇六四 那覇港湾施設

那覇市

六〇七八 出砂島射爆撃場

沖縄県島尻郡渡名喜

村

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和五年十月十六日から同月三十一日までの間

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇六九 別海矢臼別大演習場 北海道野付郡別海町 国有 土地…約一、七五八、〇〇〇平方メートル

国有 工作物…囲障等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年十月十八日から同月三十一日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

航空自衛隊計根別着陸場の施設の一部を、
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設
及び区域として提供する。提供期間中は、
地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇七七 鳥島射爆撃場

沖縄県島尻郡久米島 公有

町

国有 建物…約一、一〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年十月十日から同年十一月三

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

航空自衛隊久米島分屯基地の施設の一部
を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある
施設及び区域として提供する。提供期間
中は、地位協定の関連ある条項が適用さ
れる。

六〇九一 那覇飛行場

那覇市

民有 土地…約一〇、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約三、六〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年十月十五日から同年十一月

一日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

航空自衛隊那覇基地の施設の一部を、地
位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及
び区域として提供する。提供期間中は、
地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九二 那覇駐屯地

那覇市

国有 土地…約七、四〇〇平方メートル

民有 土地…約六八〇平方メートル

国有 建物…約二、六〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年十月十三日から同月三十一

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊那覇駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一、六〇〇平方メートル

建物…約二、三〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

六〇九三 与那国駐屯地

沖縄県八重山郡与那 公有

国町 国有

国有

一 令和五年十月十日から同年十一月五

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊与那国駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

建物・約六八〇平方メートル

工作物・水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年十月十五日から同年十一月

六〇九四 南那覇駐屯地

那覇市

国有

国有

一日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

陸上自衛隊南那覇駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇九五	石垣駐屯地	石垣市	国有	土地…約一、八〇〇平方メートル
			国有	建物…約二、〇〇〇平方メートル
			国有	工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和五年十月十五日から同月三十一

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊石垣駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。